

SE 派遣サービス申込書

太枠内「お客様記入欄」 ※約款に基づき以下の通り申し込みます。

お客様 （甲）	契約日	
	機 医 関 名 療	フリガナ
	ご 担 当	
	住 所	〒 -
		ご連絡先： - - -

枚数		有効期間	～
		金額(税込)	

※ お支払方法：現金もしくは銀行振込

振込先 三菱 UFJ 銀行 名古屋営業部(150) 普通口座(1549435) 名義 (カ)テクニカルエージェント

※振込期限は有効期間開始の 1 週間前着金となります。

※振込の場合は弊社が入金確認後にチケット発送となります。

- チケット 1 枚につき 1 時間分 (移動時間含む) である旨説明を受け、同意します。
- SE が対応できないケースがある旨説明を受け、同意します。
- SE を指名できない旨説明を受け、同意します。
- 弊社都合により訪問が遅くなる可能性がある旨説明を受け、同意します。
- システム開発やネットワーク工事を伴うもの等は当チケット範囲外である旨説明を受け、同意します。
- チケットの利用方法について説明を受け、同意します。
- チケットに 1 年間の期限があること、払い戻しがない旨説明を受け、同意します。

(乙) 会社名
所在地

株式会社テクニカルエージェント 印
〒450-6210

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号
ミッドランドスクエア 10 階
連絡先 052-756-4100 ※9:00-18:00 (土日祝を除く)

担当	
----	--

SE 派遣サービス約款

第1条(契約の成立)

お客様(以下、「甲」といいます。)は、申込書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、弊社(以下、「乙」といいます。)に対して、本日、SE 派遣サービス(以下、「役務」といいます。)の申込を行い、乙をこれを承諾しました。

第2条(役務の内容)

乙は、甲に対し、本約款に記載する役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品が発生した場合は、当契約外でご購入いただくものとします。

2. 甲は乙が派遣する SE は指名できません。また、発生事象又は状況によっては派遣した SE が対応不可の場合があります。(例:通信会社のトラブルによりインターネットへの接続ができない場合やパスワードがわからずログインできず、院内ルールでパスワード変更も不可の場合等)。対応不可の場合においても、出張が発生した場合は移動およびそれに至るヒアリング・作業時間分のチケット回収が発生します。
3. SE 派遣依頼をいただいた際に甲乙で日程調整して訪問日を決定します。乙は3営業日内に訪問できるよう努めるものとします。
4. 現場で対応できないもの(システム開発や別途設計を要するもの)にはチケット利用できません。
5. 原則として乙はチケット1枚につき1時間分までの出張対応を甲の指示のもと実施するものとし、甲が指定する場所に向かって乙が出発した時刻から帰社までの時間数を含みます。また原則、時間数は分刻みの1時間単位の切り上げとします。

第3条(役務等の金額)

乙は、甲に提供するチケットの対価について、その代金その他甲が支払わなければならぬ金額を申込書に明記するものとします。

2. チケットの最低購入枚数は10枚とし、ひとつの契約で購入できる枚数に対する金額は以下とします。

枚数	金額(税抜)	金額(税込)
10	190,000円	209,000円
15	270,000円	297,000円
20	340,000円	374,000円
25	400,000円	440,000円
30	450,000円	495,000円
31以上	別途相談	

3. チケット追加購入について、有効期間が本契約と同期限の場合に限り、甲は、本契約時に購入したチケット枚数と追加購入枚数を合算した枚数を基準として、チケットを追加購入できるものとし、前項の表に記載された金額(合算した枚数基準)と既に購入したチケット代金の差額を乙に支払うものとする。
4. 追加購入の際に、法令の改正による消費税率の変動等に起因して本書面における金額(税込)が変動した場合は、変動した差額をお支払いいただきます。

第4条(支払方法及び支払時期)

甲は乙に対し、チケット代金を申込書および本約款に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。

第5条(チケットの有効期間(役務の提供期間))

チケットの有効期間は、申込書に記載された期間とします。

第6条(役務上の注意)

乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の役員並びに雇用する従業員、常駐する協力会社等、そこにいる人(以下、「丙」といいます)に体調や現場環境等を聴取することができます。甲丙の体調・現場環境等により、乙は甲への役務提供をお断りする場合もあります。

第7条(個人情報の保護及び秘密の保持)

甲乙は「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当っては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとします。

2. 甲乙は、本契約に基づく役務等から知り得た情報等を、当該役務以外に使用、あるいは他人に漏らしてはいけません。また、役務終了後も同様とします。

第8条(契約の解除・暴力団等の排除)

役務提供期間を問わずチケットの払い戻しはできませんのでご注意下さい。但し、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。なお、乙によるチケット払い戻し金額は、甲が購入したチケットの代金を購入したチケットの枚数(それぞれ追加チケット分を含む)で除した金額を1枚あたりの払い戻し金額として、この1枚当たりの払い戻し金額にチケット残枚数を乗じた金額とします。

- (1) 本約款又は個別契約の取り決めに違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき。
- (4) 第3者より仮差押・仮処分・強制執行・競売等の申し立てを受けたとき。
- (5) 破産・和議・会社整理・会社更生手続開始の申し立てがあったとき。
- (6) 解散の決議又は、他の会社と合併したとき。
- (7) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき又は、支払停止状態に至ったとき。
- (8) その他本約款又は個別契約の履行が困難と甲が認めるに足りる相当の事由があるとき。

2. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと。
- (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものでは

ないこと。

3. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、相手方はこの契約を解除することができ、本契約が解除に至った場合には、甲が解除した場合には、乙は、チケットの払い戻しに本条第1項の基準に基づいて応じるものとし、乙が解除した場合には、乙は、チケットの払い戻しに応じる義務はないものとします。

(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

第9条(損害の補償)

甲または乙は、本契約の履行にあたり、故意または過失によって、相手方に損害を与えた場合には、申込書記載のチケット代金総額を上限として、相手方に対し、生じた損害を賠償するものとします。

第10条(裁判管轄)

本契約に関して紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを甲乙は合意します。

第11条(別途協議)

本約款に定めのない事項又は本約款に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。